（郵便局における旧郵便貯金及び旧簡易生命保険の取扱い）

第七条の四　機構が公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険は、確実に郵便局において取り扱われるものとする。

第八条中「承継会社」を「日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社」に改め、「移行期間」の下に「（第百四条に規定する日又は第百三十四条に規定する日のいずれか遅い日以後の最初の三月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（情報の公表）

第八条の二　日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社は、郵政事業についての国民の理解を得るため、その経営の状況に関する情報を公表するものとする。

第十九条第一項第一号中「承継会社の経営状況及び」を「日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営状況並びに」に、「進捗状況」を「進捗状況」に、「見直し」を「検証」に改め、同項第二号中「第六十二条第三項」の下に「（同条第四項において準用する場合を含む。）」を加え、「第七十八条第二項、第九十三条第二項、第百十条の二第三項」に改め、「第百二十条第二項」の下に「、第百三十八条の二第三項」を加える。

第二十六条中「平成二十九年九月三十日」を「移行期間の末日」に改める。

第六十一条中「及び附則第二条第一項」を削り、同条第一号中「及び第百三十四条第一号」を「、第百十条の二第一項、第百三十四条第一号及び第百三十八条の二第一項」に改める。

第六十二条第一項中「、移行期間中に」を削り、「の全部を段階的に処分しなければならない」を「について、その全部を処分することを目指し、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営状況、第七条の二に規定する責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分するものとする」に改め、同条第二項中「及び機構」を削り、同項各号中「全部」を「二分の一以上」に改め、同条に次の一項を加える。

4　日本郵政株式会社が郵便貯金銀行又は郵便保険会社の株式の全部を処分した場合については、前二項の規定を準用する。この場合において、第二項中「定める者」とあるのは、「定める者及び機構」と読み替えるものとする。

第六十三条第一項中「第十四条第一項」を「第十三条第一項」に、「第十五条第一項」を「第十四条第一項」に改め、「規定」と」の下に「、同法附則第二条第一項中「第四条に」とあるのは「第四条及び郵政民営化法第六十一条に」と、「同条に規定する業務」とあるのは「これらの業務」と」を加え、同条第二項中「第十四条第二項」を「第十三条第二項」に改める。

第六章を次のように改める。

第六章　削除

第七十条から第七十八条まで　削除

「第七章　郵便局株式会社」を「第七章　日本郵便株式会社」に改める。

第七十九条第三項第二号中「払込金額」の下に「（株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。）」を加える。

第八十三条第一項中「整備法」を「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号。以下「整備法」という。）」に改める。

第七章第三節の節名を次のように改める。

第三節　承継会社の再編成に関する日本郵便株式会社法等の特例

第七章第三節中第九十条の前に次の五条を加える。

（業務に係る届出に関する日本郵便株式会社法の特例）

第八十九条の二　郵便局株式会社が第百七十六条の四第一項の規定によりした届出は、平成二十四年改正法の施行の時において、日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第四条第四項の規定によりした届出とみなす。

（郵便局の設置に係る届出に関する日本郵便株式会社法の特例）

第八十九条の三　郵便局株式会社が第百七十六条の四第二項の規定によりした届出は、平成二十四年改正法の施行の時において、日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第六条第二項の規定によりした届出とみなす。

（銀行窓口業務契約及び保険窓口業務契約に係る届出に関する日本郵便株式会社法の特例）

第八十九条の四　郵便局株式会社が第百七十六条の四第三項の規定によりした届出は、平成二十四年改正法の施行の時において、日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第七条の規定によりした届出とみなす。

（事業計画に係る認可に関する日本郵便株式会社法の特例）

第八十九条の五　第百七十六条の四第四項の規定によりした総務大臣の認可は、平成二十四年改正法の施行の時において、日本郵便株式会社法第十条の規定によりした総務大臣の認可とみなす。

（銀行代理業の変更の届出に関する銀行法の特例）

第八十九条の六　郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する銀行代理業再委託者である郵便局株式会社の再委託を平成二十四年改正法施行日前に受けていた同項に規定する銀行代理業再受託者であって平成二十四年改正法附則第十七条の規定による改正後の簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第四条第一項に規定する受託者に該当する者は、日本郵便株式会社を代理人として、銀行法第五十二条の三十九第一項又は第二項の規定による届出（第百七十六条の二の規定による定款の変更及び第百七十六条の三の規定による合併（以下「承継会社の再編成」という。）に伴って変更が必要となる事項として内閣府令で定めるものに係るものに限る。）をすることができる。この場合において、同法第五十二条の三十九第一項中「その日から二週間以内に」とあるのは「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）の施行の日から二月以内に」と、同条第二項中「あらかじめ」とあるのは「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行の日から二月以内に」とする。

第九十条の前に次の節名を付する。

第四節　移行期間中の業務に関する特例等

第九十条中「郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

第九十一条中「郵便局株式会社法第五条」を「日本郵便株式会社法第六条第一項」に改める。

第九十二条中「郵便局株式会社は、郵便局株式会社法第四条第二項第二号」を「日本郵便株式会社は、日本郵便株式会社法第四条第二項第三号」に、「郵便局株式会社が」を「日本郵便株式会社が」に、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第九十三条の見出し中「郵便局株式会社法」を「日本郵便株式会社法」に改め、同条第一項中「郵便局株式会社法」を「日本郵便株式会社法」に改め、同項の表中「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に、「第七章第三節」を「第七章第四節」に、「第十三条第二項」を「第十五条第二項」に、「第十四条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条第二項中「郵便局株式会社法」を「日本郵便株式会社法」に、「第十三条第二項」を「第十五条第二項」に改める。

第百五条第一項中「総務大臣は」の下に「、第六十二条第三項の規定により日本郵政株式会社が郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣が内閣総理大臣に通知した日以後に」を加え、同項第二号中「郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

第百十条第一項第二号ホ中「郵便事業株式会社、郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第百十条の二　郵便貯金銀行については、第六十二条第二項の規定により日本郵政株式会社が郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後は、前条第一項の規定は適用しない。この場合において、郵便貯金銀行が同項各号に掲げる業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。

（郵便局株式会社法の特例）

第百十一条　郵便局株式会社が第百七十六条の四第一項の規定によりした届出は、平成二十四年改正法の施行の時において、日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第四条第四項の規定によりした届出とみなす。

（日本郵便株式会社法の特例）

第百十二条　日本郵便株式会社が第百七十六条の四第二項の規定によりした届出は、平成二十四年改正法の施行の時において、日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第六条第二項の規定によりした届出とみなす。

（郵便貯金銀行法の特例）

第百十三条　郵便貯金銀行が第百七十六条の四第三項の規定によりした届出は、平成二十四年改正法の施行の時において、日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第七条の規定によりした届出とみなす。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百十四条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百十五条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百十六条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百十七条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百十八条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百十九条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百二十条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百二十一条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百二十二条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百二十三条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百二十四条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百二十五条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百二十六条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百二十七条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百二十八条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百二十九条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百三十条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百三十一条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百三十二条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百三十三条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百三十四条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百三十五条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百三十六条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百三十七条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百三十八条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百三十九条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百四十条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百四十一条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百四十二条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百四十三条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百四十四条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百四十五条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百四十六条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百四十七条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百四十八条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百四十九条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百五十条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百五十一条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百五十二条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百五十三条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百五十四条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百五十五条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百五十六条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百五十七条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百五十八条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百五十九条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百六十条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百六十一条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百六十二条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百六十三条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百六十四条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百六十五条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百六十六条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百六十七条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百六十八条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百六十九条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百七十条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百七十一条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百七十二条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百七十三条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百七十四条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百七十五条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百七十六条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百七十七条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百七十八条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百七十九条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百八十条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百八十一条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百八十二条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百八十三条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百八十四条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百八十五条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百八十六条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百八十七条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百八十八条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百八十九条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百九十条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百九十一条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百九十二条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百九十三条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百九十四条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百九十五条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百九十六条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百九十七条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百九十八条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第百九十九条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第二百条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第二百一条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第二百二条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第二百三条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第二百四条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第二百五条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第二百六条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第二百七条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第二百八条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第二百九条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部を処分することができる。

（郵便貯金銀行の株式の処分に関する特例）

第二百十条　郵便貯金銀行の株式の処分については、第六十二条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後に、その一部